

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託企画プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本事業は、本県の企業立地環境の優位性等を国内外に広く発信するためのパンフレットを制作し、企業に対して産業復興の取り組みをPRするとともに、誘致企業の掘り起こし、企業立地の促進を図ることを目的とする。

また、震災および原発事故から14年が経過し、復興の現状等を分かりやすく表現するとともに本県のチャレンジを広く周知して風評の払拭を図り、企業立地による地域経済の活性化につなげる。

2 事業内容

(1) 委託業務名

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託

(2) 業務内容

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月19日(木)までの期間

(4) 委託費の上限

3,830,000円(消費税及び地方消費税込み)

3 企画プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザルの参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 福島県内に本社又は支店、営業所を有する者であること。

イ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生法手続開始の申立をしている団体若しくは申立がなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。

オ 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。

カ 募集開始からプロポーザル審査の日までに福島県から指名停止を受けていない団体であること。

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定によるもの)、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び各様式等については、福島県商工労働部企業立地課(以下、「企業立地課」という。)のホームページからダウンロードして入手するものとし、企業立地課の窓口又は郵送等での配布は行わない。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けるものとする。

(1) 受付期限

令和7年10月17日(金)17時まで

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、企業立地課宛てに電子メールにより提出すること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、受け付けた質問の要旨と回答を企業立地課のホームページに掲載し、令和7年10月20日(月)17時まで、随時回答を行う。(個別の回答は行わない。)

5 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託企画プロポーザル参加表明書(第2号様式)を提出期限までに企業立地課に提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けないものとする。

(1) 提出期限：令和7年10月23日(木)17時まで(必着)

(2) 提出方法：持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ア 持参する場合：受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送等する場合：郵便書留により、提出期限までに到着するように送付すること。電子メールによる場合は、必ず電話で到着したことを確認すること。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書の提出」を行ったうえで、企画提案書等を提出期限までに企業立地課に提出すること。

(1) 提出期限：令和7年10月29日(水)17時まで(必着)

(2) 提出方法：郵送又は持参

- ア 持参する場合：受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- イ 郵送する場合：封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により提出期限までに到着するように送付すること。

(3) 企画提案書等

- ア 福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）の写し

※「5 参加表明書の提出」にて提出した表明書写しを提出すること。

- イ 企画提案書及び工程表（任意様式、ただし、日本産業規格 A4 版とする。）
- ウ 事業経費積算書（任意様式、ただし日本産業規格 A4 版とする。）
- エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- オ 会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
- カ 業務実施体制書（第4号様式）
- キ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）
- ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ケ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

(4) 提出部数

- ア～カ……5部（正本1部、副本4部）、キ～ケ……1部（正本1部）

7 企画提案書の内容

企画提案書には、福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書に記載されている委託業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) パンフレットの構成・内容については、企業立地促進の観点から効果的かつ具体的な提案を行うこと。
- (3) 仕様書に記載された業務内容のほか、本事業の目的達成に資すると思われる独自の提案を行うことは可能とする。（パンフレットの内容変更・追加等を含む）
- (4) 企画提案書の作成に当たっては、他自治体のホームページおよびパンフレット等も参考にすること。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められた場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ないものとする。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- エ 提出された企画提案書等は福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 企画プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、県はこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定し、契約締結の手続きを行うものとする（審査基準は下記参照）。

なお、企画提案者が 1 者のみの場合は、各審査委員の合計得点が満点の 6 割以上であることを条件とする。

(2) 審査会

審査会を開催して各社から企画提案書等の説明を受けるため、担当者の出席を依頼する（日時等は別途通知する）。

ア 通知等

- (ア) 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- (イ) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 10 日（土曜日又は日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して 10 日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

イ 契約の締結等

- (ア) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もある。
- (イ) 契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。
- (ウ) 契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議するものとする。

ウ 審査基準等

(審査基準)

審 査 項 目		評価の視点
業務遂行能力等	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか
	スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか ・進行管理体制は適切か
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績若しくは特筆すべき業務成果があるか。
企画提案内容	実施方針（業務理解）	・本事業の目的や業務内容を理解しているか ・意欲的な提案となっているか
	企画提案（企画性）	・本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか ・企画力の高い効果的、相乗的な事業展開をなっているか ・具体的で、実現性の高い提案となっているか
	企画提案（独創性）	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか

(評価方法及び評価点算出式)

評価点は 5 段階評価（5：優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや

劣る、1：劣る）とし、審査項目ごとに評価点を付し、評価する審査員の評価点の合計得点により各提案者の評価点を算出する。

10 公募方法とスケジュール

（公募方法）

福島県ホームページにより公募する。

（スケジュール）

日 程	項 目
令和7年10月17日（金）17時まで	質問書の提出期限
令和7年10月20日（月）17時まで	質問書の回答期限
令和7年10月23日（木）17時まで	プロポーザル参加表明書提出期限
令和7年10月29日（水）17時まで	企画提案書提出期限
令和7年10月31日（金）16時から	審査会

※審査会の開催日時についてはプロポーザル参加者数により変更する場合がある

11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部企業立地課（担当：坂本）

電話：024-521-7280 FAX：024-521-7935

E-mail：investment@pref.fukushima.lg.jp